

高砂市介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防通所介護相当サービス)に関するQ&A

今後、国の指針等に基づき、回答内容が変更になる可能性がありますので、予めご了承ください。

(令和6年9月1日時点)

No.	質問	回答
1	要支援の方は、デイサービスを何回利用できるのか？	利用者の状態に応じて、適切に介護予防ケアマネジメントを実施いただき、利用回数を設定してください。 要介護度のみをもって回数を決めるものではありませんので、ご留意願います。
2	介護予防通所介護相当サービス(従前相当サービス)について、サービス提供時間に下限はあるか？	心身機能改善への効果や通所介護との制度の整合性などから、3時間未満のサービス提供は想定していません。サービス提供時間について、適切なケアマネジメントを実施しつつ、1回あたり3時間以上としてください。
3	送迎減算について、片道につき47単位減算とあるが、月9回通所サービス利用(送迎は1回あたり2回×9=18回)の場合、 $47 \times 18 = 846$ 単位減算であっているか？	月4回を超える場合は1月につき376単位を、月8回を超える場合は1月につき752単位を減算します。 よって、ご質問のケースの場合は752単位減算してください。
4	ケアプラン上、要支援2で週2回のデイサービス利用を位置付けていた利用者が、当該利用月が5週あったことにより、月10回の利用となった場合、算定単位は如何？	月8回を超えた場合は、月額報酬としてサービスコード表上の必要な単位数で算定してください。 なお、月8回までの場合は、回数制の単位数を算定してください。
5	要支援1の利用者が、週2回のデイサービスを希望しているが、この場合週2回(月8回)として算定可能か？	一律に上限や標準利用回数の定めはありませんが、要支援1については週1回程度、要支援2については週2回程度の利用を想定しています。要支援1の方の週2回利用を妨げるものではありませんが、算定は要支援1のため「週1回程度の場合」のサービスコードにより請求してください。
6	サービス提供体制加算について、例えば要支援2の方が週1回利用する場合、要支援2のサービスコードで入力するのか、要支援1のサービスコードで入力するのかどちらか？	要支援2のサービスコードにより請求してください。